

足立区在宅療養推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療及び介護を必要とする区民が、最期まで住み慣れた地域において自分らしい生活を送ることができるよう、在宅医療と介護を切れ目なく一体的に提供する体制の充実を図るため、足立区在宅療養推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療・介護の推進に関すること。
- (2) 多職種連携の推進に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、医療及び介護の関係団体に属する者、在宅療養推進及び医療介護連携に関し優れた識見と経験を有する者及び足立区職員のうちから、足立区長（以下「区長」という。）が委嘱し、又は任命した委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によって定めることとし、副会長は委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び前条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第8条 区長は、足立区職員以外の会議の出席者に対し、1回の出席につき7,000円を謝礼として支払うことができる。

(協議会の公開)

第9条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、高齢者施策推進室長付医療介護連携課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則（6足福連発第3570号 令和7年2月17日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。